

補助金による障害福祉サービス事業所等の開設・運営支援

（1）新規事業所の開設支援

○ 日中活動系サービス開設及び移転準備費補助金

新規開設又は拡大移転（定員増がある場合に限る）の費用を補助するもの

○ グループホーム開設費等補助金・グループホーム整備費補助金

新規開設に係る東京都補助金について、市独自の上乘せ補助を行うもの

<補助金交付実績>

種別	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
日中活動系サービス	2か所	1か所	1か所	1か所	0か所
グループホーム	2か所	2か所	6か所	4か所	3か所

⇒ 今後も市独自の補助によるサービスの拡充を図りながら、よりニーズに応じた補助制度への改正について検討する。

例) 車いす利用者、重度障害者、高齢障害者等を受け入れるための設備改修・備品等への補助

（2）事業所運営の支援

○ 障害福祉サービス事業所等運営費補助金

賃貸借物件により運営する通所施設に対する施設賃借料（家賃）の補助するもの

市独自の補助金として補助対象事業の増加による予算増が制度継続のための課題

	H24年度	H27年度	H30年度	R3年度	R4年度
補助対象事業所数	25か所	36か所	42か所	45か所	46か所

<見直しの経過>

令和元年度：虐待防止研修，専門研修（調布市福祉人材育成センターで実施）の受講を要件に

令和2年度：ポイント指標による補助率の上下を導入（70/100～100/100+α）

令和5年度：ポイント指標，研修受講要件の一部見直し

（ポイント指標の例）特定相談支援事業，行動援護事業，日中一時支援事業等の実施

地域移行者の受入れ，スポーツ・運動活動への取組，地域交流への取組など

⇒ 補助制度を継続しつつ，定期的にポイント指標を見直していくことで，事業所の様々な取組を後押しするとともに，サービスの向上に繋げる。

○ 重度障害者施設への補助

市内で特に重度の障害者等を受け入れる事業所に対して個別の規定により補助を行うもの。

サービス種別	補助対象事業所（障害種別）
日中活動系サービス	・希望の家深大寺（重度知的障害者） ・わかば事業所（重度知的障害者） ・みずき（身体障害者，重症心身障害者）
グループホーム	・グループホームみつばち，深大寺みつばち（重症心身障害者） ・グループホーム調布ヶ丘じゃんぷ（重度知的障害者） ・グループホームちゃれんじ（体験型）

⇒ 障害福祉サービス等報酬改定の影響や，事業所の経営状況を踏まえつつ，適正な補助水準を確保するとともに，今後も多くの重度障害者の受入れ等により独立採算が難しい事業においては，市独自の補助による運営支援を検討する。

サービスの質の向上への支援

（1）研修・説明会等の開催

○ 経営効率化の支援

・「請求事務の基本」研修（令和3年10月，令和5年2月，令和5年10月）

各事業所における請求事務の効率化を目的として，報酬請求に係る事務の基本的内容の確認，誤りの多い事例等の共有等により，各事業所における請求事務の効率化を図るもの

・「計画相談支援研修」（基本編・加算編）（令和4年7月，令和5年1月）

（基本編）サービス等利用計画作成に係る事務手続きの整理による事務負担軽減を図るもの

（加算編）加算の取得要件等の整理を通して確実かつ効率的な取得による経営改善を図るもの

○ 制度改正への対応

・「BCP策定支援研修」（令和5年3月） ※第9回委員会より一部再掲

障害福祉サービス事業所等において義務化されたBCP（業務継続計画）の策定支援

・障害福祉サービス等報酬改訂への対応

3年ごとに障害福祉サービス等報酬改訂に応じて，事業所への説明会等を実施

⇒ 今後も事業所のニーズに応じて，研修，説明会等を実施し，事業者の事務負担軽減，経営効率化等への支援を行う。

（2）障害福祉サービス事業所等への指導検査

障害者総合支援法，児童福祉法に基づき，市が障害福祉サービス事業所等に対して，運営，利用者支援，会計等が法令による基準等に依り適切に行われているか検査等を行い，必要に応じて助言，指導又は是正の措置を講ずるもの。

○ 集団指導 事業者等を一定の場所に集めて講習等を行う指導

○ 実地指導 事業所等を訪問して実地により行う指導検査等

いずれも調布市においては，市による定期的な指導検査体制は未整備

⇒ 市における指導検査の実施体制について検討を行う。

（3）第三者評価受審費の補助

福祉サービス第三者評価…中立的な第三者である評価機関が，サービスの内容，組織のマネジメント力等の評価を行い，その結果を公表するしくみ（3年に1回以上の受審を推奨）

サービス種別	補助対象事業所（障害種別）
生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援	・「障害者日中活動系サービス推進事業費補助金」（都制度）の一部補助メニューによる補助
短期入所，共同生活援助	・都加算（東京都の上乗せ給付費）制度による補助
居宅介護，児童発達支援，放課後等デイサービス	・「福祉サービス第三者評価受審費補助金」による個別補助 ・左記「障害福祉サービス事業所等運営費補助金」のポイント指標において，受審がある場合に評価（児発・放デイ）

市立障害児・者施設においても3年ごとに受審

⇒ 補助制度及び市立施設での受審を継続するとともに，受審結果の利用者への周知を図る。